

国 有 財 産 の 概 要

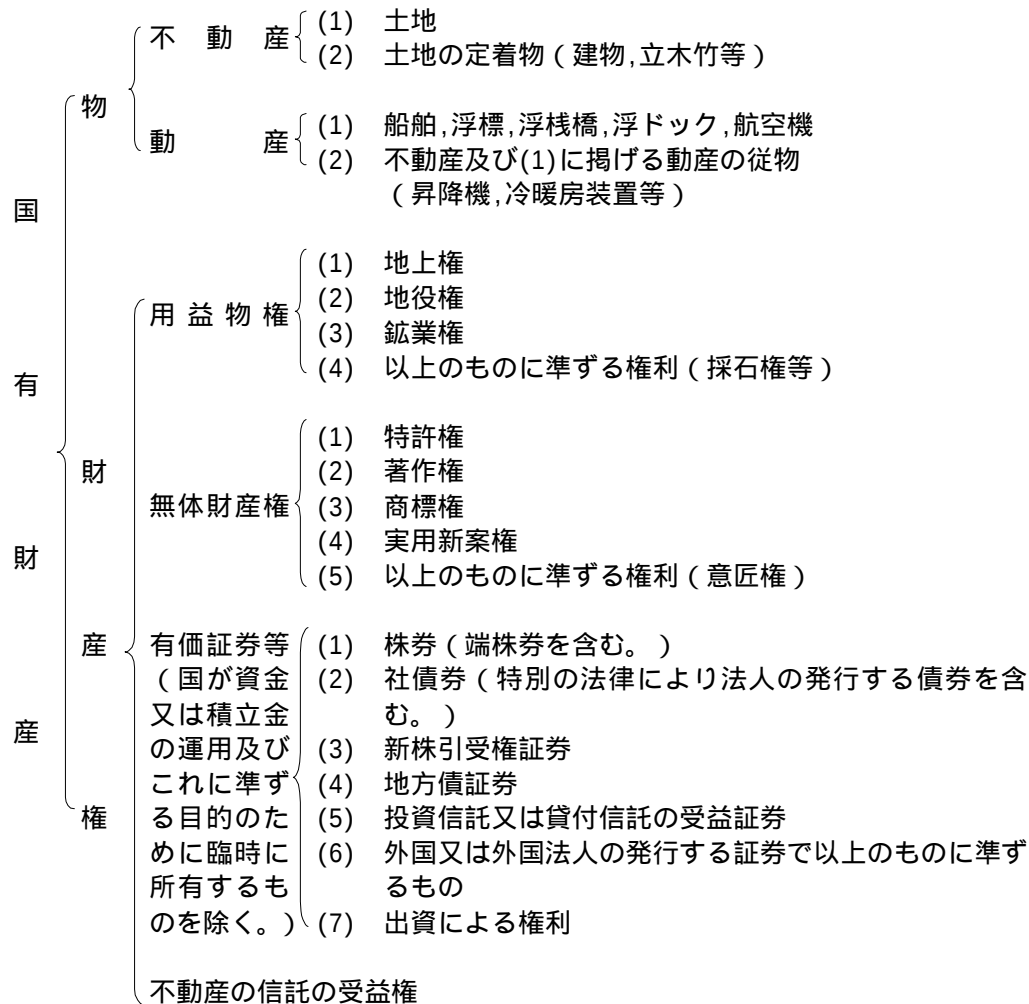
第 1 国有財産の制度

1. 国有財産とは

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、売払代金、貸付金等の債権、著作権、特許権等の無体財産権、地上権、鉱業権等の用益物権など多種多様なものがある(広義の国有財産)が、ここにいう国有財産とは、国有財産法(昭和23年法律第73号)第2条及び第43条に規定されている財産(狭義の国有財産)、すなわち第1表に示すものをいう。

第1表 国有財産の範囲

(1) 国有財産法第2条に規定する国有財産



(2) 国有財産法第43条に規定する国有財産

旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具

2. 国有財産の分類及び種類

国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産とに分類され、行政財産は、さらに用途によって四つの種類に分けられている。

(1) 行政財産

イ．公用財産

国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産(例えば、庁舎、国立

学校、国立病院、国家公務員宿舍等の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地)

ロ．公共用財産

国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、国有で国が管理している公園（皇居外苑、新宿御苑等）、広場、道路、河川、海浜地等）

ハ．皇室用財産

国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸等）

二．企業用財産

国において国の企業（造幣局、印刷局、国有林野、アルコール専売及び郵政の各特別会計の行う事業）又はこれらの企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、国有林野、造幣局及び印刷局の工場施設等）

(2) 普通財産

普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいい、原則として特定の行政目的に供されることのないものである。

普通財産はその取得の経緯からみると、旧陸海軍省所管の行政財産が不用となり大蔵省に引き継がれて普通財産となったもの、財産税法又は相続税法等の規定により租税物納として国庫に納付されて普通財産となったもの、又は土地で明治初期の地租改正時に官有地とされたもの等が大部分を占めるが、そのほか行政財産が不用となって本来の行政目的に供されなくなった場合、すなわち用途廃止されて普通財産となったもの等がある。

3．国有財産の管理及び処分

(1) 管理処分の仕組み

国有財産の管理とは、これを取得し、維持保存し、又は貸付け等の運用をすることであり、処分とは、売払い、交換、譲与、信託等をするをいう。

これら管理処分の仕組みは、行政財産と普通財産とは異なっている。

行政財産は各省各庁の長が管理するが、これを処分したり、また、国有財産法に定める場合（例えば、地方公共団体等がその経営する鉄道等の施設の用に供する場合において、これらの者のために地上権を設定する場合等）のほか、これに私権を設定することはできないことになっている。これに対し普通財産は、原則として大蔵大臣が管理処分し、これに私権を設定することも可能である。

行政財産が不用となった場合は、各省各庁の長は、その用途を廃止して普通財産とし、これを大蔵大臣に引き継がなければならない。もっとも、交換や取壊しの目的で用途廃止するものなど引継不適当の財産や造幣局特別会計など 29 の特別会計に属する財産は、用途廃止後もそのまま所管の各省各庁の長が、管理処分することができることとなっている。

大蔵大臣は、普通財産を管理処分するほか、国有財産の管理処分を総轄する責任をもっている。国有財産の総轄とは、国有財産の管理処分の適正を期するため、国有財産の制度を整え、その管理処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理処分について、必要な調整をすることをいう。

なお、大蔵大臣の行う総轄事務や各省各庁の長の行う管理処分の事務は、その一部を下部機関である部局等の長に委任できることとなっている。また、管理処分の事務は、一定の手続を経れば、地方公共団体又はその吏員に取り扱わせることができる。

(2) 法的仕組み

イ．国有財産法は、広義の国有財産の管理処分の基本法である財政法の下において、不動産会計の分野を担当する法律である（他の分野については、それぞれの法律（現金については会計法、物品管理については物品管理法、債権管理については国の債権の管理等に関する法律）がある。）。

すなわち、国有財産法は、不動産を中心とする狭義の国有財産の管理処分を律する基本法であり、その第 1 条において国有財産の管理処分については、「他の法律に特別の定のある場合を除く外、この法律の定めるところによる。」と規定されている。

ロ．行政の多様化、複雑化に応じ、また社会経済情勢の推移に伴い、国有財産の用途も多種多様となり、その管理方式等もおのずから異なったものとなる。このため、基本法である国有財産法のみではすべてを律することは困難

であり、また、例外的規定を設けたほうがその管理処分 of 適正が期せられる場合もある。このような場合には、特例的規定を盛り込んだ特別法が制定されることになるが、これらの特別法は国有財産法に優先して特定の国有財産に適用されるものであり、現在かなりの数に及んでいる。

その主要なものを分類例示すると次のとおりである。

イ 無償貸付（無償使用又は収益の許可）に関する特例

- (イ) 国有財産特別措置法第 2 条（公共団体に対する水道施設、防波堤等の公共の用に供する場合の無償貸付及び地方公共団体等に対する社会福祉施設、義務教育諸学校施設等の用に供する場合（一定の要件に該当する場合に限る。）の無償貸付）
- (ロ) 国有林野法第 8 条の 2 及び第 8 条の 4（地方公共団体等に対する国有林野の無償貸付、風水害等の場合における貸付等の対価の免除）
- (ハ) 道路法第 90 条（地方公共団体に対する都道府県道、市町村道の用に供する場合の無償貸付）
- (ニ) 農地法第 68 条（自作農者等に対する土地の売渡しをするまでの間の一时无償使用）
- (ホ) 警察法第 78 条（都道府県に対する警察用国有財産の無償使用）
- (ヘ) 空港整備法第 15 条（地方公共団体に対する第三種空港内普通財産の無償貸付）
- (ト) 下水道法第 36 条（地方公共団体に対する公共下水道等の用に供する場合の無償貸付）

ロ 譲与に関する特例

- (イ) 国有財産特別措置法第 5 条及び第 6 条の 2（地方公共団体からの寄附財産の用途を廃止した場合の譲与及び老朽居住用建物の譲与）
- (ロ) 旧軍港市転換法第 5 条（旧軍港市転換事業の用に供するための譲与）
- (ハ) 公有水面埋立法第 25 条（埋立工事の施行によって不用となった公共用財産の埋立免許を受けた者に対する譲与）
- (ニ) 土地改良法第 50 条、第 94 条の 3 及び第 94 条の 4（土地改良事業の施行により不用となった公共用施設に係る国有地の譲与、一般土地改良施設に係る土地等の譲与）
- (ホ) 港湾法第 53 条及び第 55 条（港湾管理者に対する直轄工事によって生じた土地又は工作物の譲与、港湾管理者が設立された場合における国の所有等に属する港湾施設の譲与）
- (ヘ) 道路法第 90 条及び第 94 条（地方公共団体に対する都道府県道、市町村道の用に供する場合の譲与、地方公共団体に対する不用物件の譲与）
- (ト) 空港整備法第 16 条（地方公共団体に対する第二種空港又は第三種空港の供用の廃止等に伴い不用となった土地、工作物の譲与）
- (フ) 下水道法第 36 条（地方公共団体に対する公共下水道等の用に供する場合の譲与）
- (リ) 河川法第 93 条（都道府県に対する二級河川に係る廃川敷地等の譲与）

ハ 売払代金又は交換差金の延納に関する特例

- (イ) 国有財産特別措置法第 11 条（普通財産の売払代金等の延納）
- (ロ) 旧軍港市転換法第 4 条（旧軍港市転換事業の用に供するための普通財産の売払代金等の延納）

二 売払価格又は貸付料の減額に関する特例

- (イ) 国有財産特別措置法第 3 条及び第 6 条の 2（地方公共団体等に対する医療施設、社会福祉施設、学校施設等の用に供する場合の減額譲渡・貸付、老朽居住用建物の敷地の減額譲渡）
- (ロ) 旧軍港市転換法第 4 条（旧軍港市転換事業の用に供するための減額譲渡）
- (ハ) 国有林野法第 8 条の 2 から第 8 条の 4 まで（地方公共団体等に対する国有林野の減額貸付等、風水害等の場合における貸付け等の対価の減額）

ホ 管理及び処分の機関に関する特例

- (イ) 土地改良法第 94 条等（国有土地改良財産の農林水産大臣による管理処分）
- (ロ) 漁港法第 24 条の 5（国の施行する漁港修築事業によって生じた土地又は工作物の農林水産大臣による管理処分）
- (ハ) 文化財保護法第 87 条（重要文化財等の文部大臣による管理）
- (ニ) 港湾法第 53 条（直轄工事によって生じた土地又は工作物の運輸大臣による譲与）

(ホ) 道路法第 94 条（建設大臣による不用物件の譲与）

(ハ) 農地法第 78 条及び第 80 条（買収した土地、立木等の農林水産大臣による管理処分）

(ト) 河川法第 93 条（二級河川に係る廃川敷地等の建設大臣による譲与）

(3) 国有財産台帳

イ 国有財産の管理処分を適正、かつ、効率的に行うためには、この対象である国有財産の現況を正確に把握することが必要である。そのため各省各庁又はその下部機関の部局等は、国有財産台帳を備えて、その所管する財産の現況を記録することとしている。

この国有財産台帳は、各会計別に、かつ、分類及び種類ごとに調製し、さらに、財産の区分（土地、立木竹、建物、工作物等の区分をいう。）種目（土地における敷地、宅地、原野等の区別、建物における事務所建、住宅建等の区別をいう。）、所在、数量、価格、得喪変更の年月日及び事由、その他必要な事項を記載することになっている。したがって、国有財産の取得、所管換、処分その他の事由によって、これに変動が生じた場合には、その増減を台帳に記載して整理を行っている。

このような国有財産は、原則としてすべて国有財産台帳に登録されるが、例外として登録しないことになっているものがある。これは、(イ)公共用財産のうち、公園、広場以外の用に供されているもの、すなわち、道路、河川、海浜地等と、(ロ)一般会計に属する普通財産のうち、都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けたものである。

このような公共の用に供されている道路、河川及び海浜地等のうち、特別法（例えば、道路法、河川法及び海岸法等）が適用される公共用財産については、それらの所管大臣がそれぞれの法律に規定する台帳に登録することによって、その現状を明らかにすることとなっている。

また、このほか、国有財産台帳に登録されていない国有財産としていわゆる脱落地がある。これらは、現状の把握がされていないため台帳に登録されていないものである。脱落地については、その実態の把握に努め、逐次台帳に登録することとしている。

ロ 国有財産台帳に新たに登録される価格は、原則として取得価格であるが、この台帳価格については、国の企業に属するもの、株券・社債券・出資による権利等及び不動産の信託の受益権等を除き、その後の物価変動等に伴う修正を行うため、原則として5年ごとにその年の3月31日現在の現況において評価替を行い、その評価額により改定している。

また、国の企業に属する財産については、それぞれの特別会計法令の定めるところにより改定している。

この特集号に計上されている価格は、次の価格改定後のものである。

(イ) 国の企業に属するもの、株券、社債券、出資による権利等及び不動産の信託の受益権以外の財産については、平成3年3月31日現在

(ロ) 造幣局、印刷局、アルコール専売事業及び郵政事業の各特別会計に関する財産については、平成3年4月1日現在

(ハ) 国有林野事業特別会計に関する財産については、昭和51年4月1日現在

(4) 国有財産増減及び現在額報告書、同総計算書

各省各庁の長は、その所管する国有財産について、国有財産台帳に記載された毎会計年度間における増減及び当該年度末における現在高を集計し、国有財産増減及び現在額報告書を調製したうえ、翌年度7月末までに大蔵大臣に送付し、大蔵大臣はこれに基づき国有財産増減及び現在額総計算書を調製することとされている。

大蔵大臣は、この総計算書を内閣に送付し、内閣はさらにこれを会計検査院に送付して検査を受けたうえ、翌年度開会の国会の常会に報告することが常例となっている。

国有財産台帳に登録されている財産は、原則として、すべて国有財産増減及び現在額報告書に計上されるが、国有財産法第41条の規定によって、朝鮮、台湾、樺太、南洋、関東州及びその他の外国での所在に係る財産（在外公館等に係るものを除く。）は、この報告書には、計上されていない。

(注)1. 本特集号の国有財産に関する統計数字は、国有財産増減及び現在額総計算書等に基づき作成したものである。

2. 国有財産関係統計の数字は、原則として単位未満を切り捨てて作成したので、合計数字と符合しないことがある。

3. 統計の配列は、総括関係統計、行政財産関係統計、普通財産関係統計の順とした。

第2 国有財産の現在額

1. 国有財産の総額

国有財産の総額は、平成5年3月31日現在で、77兆5,314億円となっており、そのうち、行政財産は43兆3,258億円（55.9%）、普通財産は34兆2,056億円（44.1%）である。

2. 分類別・種類別・会計別現在額（統計2,7参照）

国有財産の総額を分類別（行政財産、普通財産の別）、種類別（行政財産の中の公用財産、公共用財産、皇室用財産、企業用財産の別）、会計別（一般会計、特別会計の別）にみると第2表のとおりである。

公用財産、公共用財産、皇室用財産、企業用財産及び普通財産について、それぞれの用途を図示すれば次項のとおりである。

3. 所管別現在額（統計4,17,19,25参照）

国有財産の総額について、その財産を所管する各省各庁別にみると第3表のとおりである。

主な所管についてみると、大蔵省所管では普通財産28兆5,242億円（主として政府出資等22兆6,446億円）、総理府所管では防衛庁、防衛施設庁及び警察庁等の公用財産8兆3,732億円、宮内庁の皇室用財産1兆3,098億円並びに環境庁の公共用財産7,683億円、農林水産省所管では国有林野事業特別会計の企業用財産7兆1,544億円（主として立木竹5兆4,794億円）、文部省所管では国立学校特別会計の公用財産6兆9,198億円、郵政省所管では郵政事業特別会計の企業用財産4兆7,816億円が主なものである。

第2表 国有財産分類別・種類別・会計別現在額（平成5年3月31日現在）

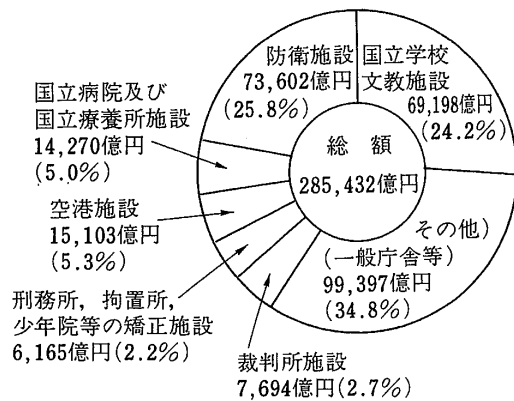
（単位 百万円）

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他		価格計	割 合
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち		
	千平方メートル		延べ千平方メートル					%
（一般会計）								
行政財産	1,294,701	10,988,707	34,728	2,524,772	4,926,794	航空機 1,973,833	18,440,273	45.6
公用財産	1,209,829	8,733,545	34,364	2,470,962	4,864,776	〃 1,973,833	16,069,284	39.5
公共用財産	60,210	990,939	169	26,397	43,767	工 作 物 39,009	1,061,104	2.6
皇室用財産	24,661	1,264,222	194	27,412	18,249	〃 17,024	1,309,884	3.2
企業用財産	—	—	—	—	—	—	—	—
普通財産	989,088	4,962,400	6,424	507,672	16,491,399	政府出資等 16,042,591	21,961,472	54.4
計	2,283,790	15,951,107	41,153	3,032,444	21,418,194		40,401,746	100.0
（特別会計）								
行政財産	87,040,770	11,071,041	45,211	4,304,840	9,509,733	立 木 竹 5,583,426	24,885,615	67.0
公用財産	1,379,285	7,599,591	35,041	2,863,838	2,010,509	工 作 物 1,864,635	12,473,938	33.6
公共用財産	—	—	—	—	—	—	—	—
皇室用財産	—	—	—	—	—	—	—	—
企業用財産	85,661,485	3,471,450	10,170	1,441,001	7,499,224	立 木 竹 5,480,305	12,411,677	33.4
普通財産	144,185	772,906	578	23,084	11,448,136	政府出資等 11,422,690	12,244,127	33.0
計	87,184,956	11,843,947	45,789	4,327,925	20,957,870		37,129,743	100.0
（合 計）								
行政財産	88,335,472	22,059,748	79,940	6,829,612	14,436,528	立 木 竹 5,610,773	43,325,889	55.9
公用財産	2,589,115	16,333,136	69,405	5,334,800	6,875,286	工 作 物 3,276,059	28,543,223	36.8
公共用財産	60,210	990,939	169	26,397	43,767	〃 39,009	1,061,104	1.4
皇室用財産	24,661	1,264,222	194	27,412	18,249	〃 17,024	1,309,884	1.7
企業用財産	85,661,485	3,471,450	10,170	1,441,001	7,499,224	立 木 竹 5,480,305	12,411,677	16.0
普通財産	1,133,273	5,735,306	7,002	530,757	27,939,536	政府出資等 27,465,281	34,205,600	44.1
合 計	89,468,746	27,795,055	86,943	7,360,369	42,376,064		77,531,489	100.0

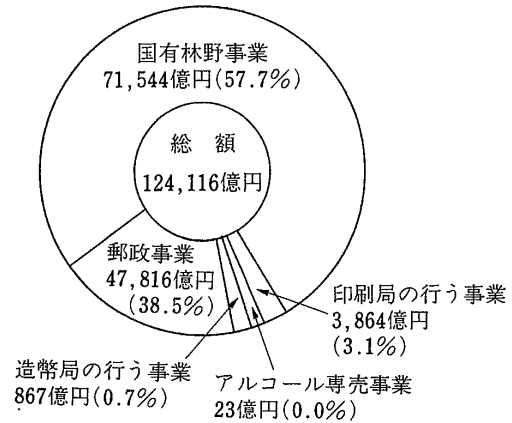
（注）1. 一般会計合計額と特別会計合計額の割合は、一般会計が52.1%で、特別会計が47.9%である。

2. 「その他」は立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

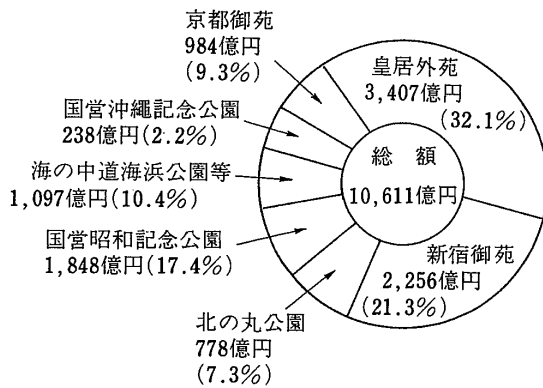
(1) 公用財産（統計 2，3，7，19 参照）



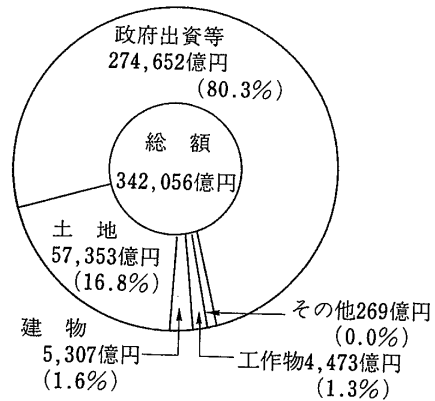
(4) 企業用財産（統計 2，3，7，19 参照）



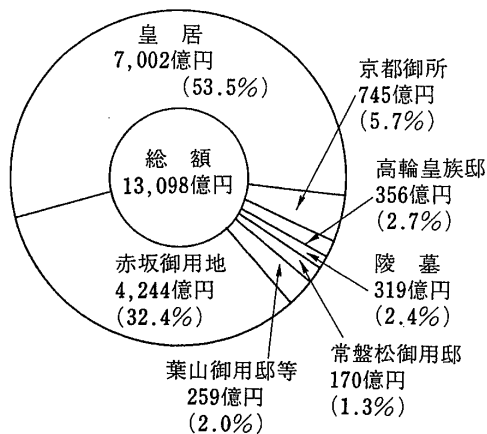
(2) 公共用財産（統計 2，3，7，19，20 参照）



(5) 普通財産（統計 2，3，7，25 参照）



(3) 皇室用財産（統計 2，3，7，19，21 参照）



第3表 国有財産分類別・所管別現在額（平成5年3月31日現在）

（単位 百万円）

分類・所管			土 地		建 物		そ の 他		計		
			数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
（行政財産）			千平方メートル		延べ千平方メートル					%	
衆議院	参議院	議院	299	302,645	385	47,486	24,128	工 作 物	23,883	374,260	0.9
			155	160,775	139	16,341	7,865	"	7,759	184,983	0.4
最高裁判所	裁 判 所		2,764	556,703	1,706	159,369	53,359	"	52,960	769,432	1.8
会計検査院	検 査 院		57	13,701	43	3,763	1,840	"	1,799	19,305	0.1
内閣	閣		62	23,453	51	2,310	611	"	586	26,375	0.1
総理府	府		1,016,541	5,601,679	13,707	874,146	3,975,699	航 空 機	1,956,634	10,451,525	24.1
法務省	務 省		42,789	752,840	4,735	346,196	132,559	工 作 物	131,107	1,231,596	2.8
外務省	務 省		1,161	71,200	423	39,684	22,210	"	22,131	133,096	0.3
大蔵省	蔵 省		15,220	2,001,217	8,007	616,627	207,538	"	202,918	2,825,383	6.5
文部省	部 省		1,299,252	4,970,968	21,968	1,599,556	866,389	"	745,928	7,436,914	17.2
厚生省	生 省		34,001	1,498,263	9,336	938,927	522,629	"	518,986	2,959,820	6.8
農林水産省	林 水 産 省		85,811,267	738,664	4,222	276,520	6,889,424	立 木 竹	5,482,809	7,904,609	18.2
通商産業省	商 産 業 省		2,678	199,778	826	97,407	68,145	工 作 物	66,986	365,331	0.8
運輸省	輸 省		62,020	1,435,532	2,409	219,036	768,854	"	611,381	2,423,422	5.6
郵政省	政 省		8,396	2,911,168	8,334	1,293,303	708,425	"	707,418	4,912,896	11.3
労働省	働 省		1,526	169,002	1,040	86,774	38,370	"	38,069	294,147	0.7
建設省	設 省		37,194	635,250	2,566	209,827	147,165	"	136,378	992,243	2.3
自治省	治 省		82	16,901	35	2,332	1,310	"	1,310	20,544	0.1
計			88,335,472	22,059,748	79,940	6,829,612	14,436,528			43,325,889	100.0
（普通財産）											
衆議院	参議院	議院	—	—	—	—	—		—	—	—
			—	—	0	9	0	工 作 物	0	10	0.0
最高裁判所	裁 判 所		—	—	—	—	—		—	—	—
会計検査院	検 査 院		—	—	—	—	—		—	—	—
内閣	閣		—	—	—	—	—		—	—	—
総理府	府		50	1,629	2,319	285,819	255,947	工 作 物	244,971	543,397	1.6
法務省	務 省		2	3,406	—	—	—		—	3,406	0.0
外務省	務 省		19	103	7	70	68	工 作 物	68	243	0.0
大蔵省	蔵 省		857,149	5,450,898	4,555	231,712	22,841,645	政府出資等	22,644,689	28,524,255	83.4
文部省	部 省		1,436	83,877	31	9,378	3,291	工 作 物	3,179	96,548	0.3
厚生省	生 省		317	16,891	6	300	1,015,595	政府出資等	1,015,512	1,032,787	3.0
農林水産省	林 水 産 省		272,518	6,218	67	2,856	50,923	"	45,402	59,998	0.2
通商産業省	商 産 業 省		2	62	0	76	19,095	"	18,869	19,235	0.1
運輸省	輸 省		721	144,170	6	210	382,966	"	381,072	527,347	1.5
郵政省	政 省		14	7,667	1	99	254,944	"	244,894	262,711	0.8
労働省	働 省		8	640	1	82	1,922,925	"	1,922,909	1,923,648	5.6
建設省	設 省		1,033	19,738	5	140	1,192,129	"	1,191,930	1,212,009	3.6
自治省	治 省		—	—	—	—	—		—	—	—
計			1,133,273	5,735,306	7,002	530,757	27,939,536			34,205,600	100.0
（合計）											
衆議院	参議院	議院	299	302,645	385	47,486	24,128	工 作 物	23,883	374,260	0.5
			155	160,775	140	16,351	7,866	"	7,759	184,993	0.2
最高裁判所	裁 判 所		2,764	556,703	1,706	159,369	53,359	"	52,960	769,432	1.0
会計検査院	検 査 院		57	13,701	43	3,763	1,840	"	1,799	19,305	0.0
内閣	閣		62	23,453	51	2,310	611	"	586	26,375	0.0
総理府	府		1,016,591	5,603,309	16,027	1,159,966	4,231,646	航 空 機	1,956,634	10,994,922	14.2
法務省	務 省		42,792	756,247	4,735	346,196	132,559	工 作 物	131,107	1,235,003	1.6
外務省	務 省		1,181	71,304	430	39,754	22,279	"	22,200	133,339	0.2
大蔵省	蔵 省		872,369	7,452,115	12,563	848,339	23,049,184	政府出資等	22,644,689	31,349,639	40.4
文部省	部 省		1,300,688	5,054,846	22,000	1,608,935	869,681	工 作 物	749,107	7,533,469	9.7
厚生省	生 省		34,318	1,515,154	9,342	939,227	1,538,225	政府出資等	1,015,512	3,992,608	5.2
農林水産省	林 水 産 省		86,083,786	744,882	4,289	279,377	6,940,348	立 木 竹	5,482,979	7,964,608	10.3
通商産業省	商 産 業 省		2,681	199,840	826	97,484	87,241	工 作 物	67,000	384,566	0.5
運輸省	輸 省		62,742	1,579,703	2,416	219,246	1,151,820	"	612,268	2,950,770	3.8
郵政省	政 省		8,410	2,918,836	8,335	1,293,402	963,369	"	707,469	5,175,608	6.7
労働省	働 省		1,534	169,643	1,041	86,856	1,961,295	"	1,922,909	2,217,795	2.9
建設省	設 省		38,227	654,989	2,571	209,968	1,339,295	"	1,191,930	2,204,253	2.8
自治省	治 省		82	16,901	35	2,332	1,310	"	1,310	20,544	0.0
計			89,468,746	27,795,055	86,943	7,360,369	42,376,064			77,531,489	100.0

（注）「その他」は立木竹，工作物，機械器具，船舶，航空機，地上権等，政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

4. 区分別現在額（統計 2, 7, 19, 25 参照）

国有財産の総額を区分別（土地、建物、工作物等の別）にみると第 4 表のとおりである。

(1) 土 地

土地の総額（前述のように公共用財産である道路、河川、海浜地等は含まれていない。）は、89,468 百万平方メートル、27 兆 7,950 億円である。

この数量は、我が国土面積 377,800 百万平方メートルの約 23.7%に当たり、その総数量の 95.7%に当たる 85,652 百万平方メートル、3,343 億円は農林水産省（国有林野事業特別会計）の企業用財産であり、その大部分は森林及び原野である。

公用財産の土地は 2,589 百万平方メートル、16 兆 3,331 億円であり、その主なものは、文部省 1,299 百万平方メートル、4 兆 9,709 億円（主として国立学校特別会計）及び総理府 950 百万平方メートル、3 兆 5,829 億円（主として防衛庁）である。

普通財産の土地は、1,133 百万平方メートル、5 兆 7,353 億円であり、その大部分は大蔵省（一般会計）の 836 百万平方メートル、4 兆 9,551 億円である。

(2) 立木竹

立木竹の総額 5 兆 6,162 億円のうち、大部分を占める 5 兆 4,794 億円（主として立木 5 兆 4,043 億円）は、農林水産省（国有林野事業特別会計）の企業用財産である。

(3) 建 物

建物の延べ面積 86 百万平方メートル、7 兆 3,603 億円のうち行政財産は延べ 79 百万平方メートル、6 兆 8,296 億円であり、これは主として庁舎、国立学校の校舎等である。

普通財産は、延べ 7 百万平方メートル、5,307 億円であって、その大部分の延べ 4 百万平方メートル、2,125 億円は大蔵省（一般会計）のものである。

(4) 工作物

工作物の総額 5 兆 7,980 億円のうち、行政財産は 5 兆 3,507 億円であり、その主なものは、農林水産省（国有林野事業特別会計）の企業用財産 1 兆 2,614 億円、文部省（国立学校特別会計）の公用財産 7,143 億円、郵政省（郵政事業特別会計）の企業用財産 6,990 億円及び総理府（主として防衛庁）の公用財産 6,644 億円である。

普通財産は 4,473 億円であり、その主なものは、総理府（一般会計）の 2,449 億円及び大蔵省（一般会計）の 1,848 億円である。

(5) 機械器具

機械器具の総額 7 億円は、大蔵省（一般会計）の普通財産であり、旧陸軍省、海軍省及び軍需省から大蔵省が引継ぎを受けたものである。

(6) 船 舶

船舶の総額 4,759 隻、1 兆 5,003 億円のうち、行政財産は 4,689 隻、1 兆 4,903 億円であり、その主なものは、総理府（主として防衛庁）の 753 隻、1 兆 3,138 億円及び運輸省（主として海上保安庁）の 1,116 隻、1,348 億円の公用財産である。

なお、普通財産は 70 隻、99 億円である。

(7) 航空機

航空機 1,888 機、1 兆 9,765 億円のうち大部分が行政財産であり、その主なものは、総理府（主として防衛庁）の 1,754 機、1 兆 9,566 億円及び運輸省（主として海上保安庁）の 93 機、194 億円の公用財産である。

(8) 地上権等及び特許権等（統計 8, 9 参照）

地上権等（地上権、地役権、鉱業権）の総額は、46 百万平方メートル、22 億円であり、その主なものは、総理府（主として防衛庁）の公用財産 226 千平方メートル、10 億円及び文部省（国立学校特別会計）の公用財産 40 百万平方メートル、6 億円である。

また、特許権等（特許権、著作権、商標権、実用新案権等）の総額は、982 千件、66 億円あり、その主なものは、建設省の公用財産 966 千件、43 億円である。

第4表 国有財産区分別現在額（平成5年3月31日現在）

（単位 百万円）

区 分	数 量 単 位	数 量	価 格
土 地	千 平 方 メ ー ト ル	89,468,746	27,795,055
立 木	延 べ 千 平 方 メ ー ト ル	86,943	5,616,205
建 物			7,360,369
工 作 物			5,798,089
機 械 器 具			781
船 舶	隻	4,759	1,500,371
航 空 機	機	1,888	1,976,525
地 上 権 等	千 平 方 メ ー ト ル	46,245	2,208
特 許 権 等	千 件	982	6,601
政 府 出 資 等			27,465,281
不動産の信託の受益権	件	1	9,999
計			77,531,489

第5表 政府出資現在額（平成5年3月31日現在）

（単位 百万円）

政府出資法人	法人数	政 府 出 資		
		一般会計	特別会計	合 計
公 団	13	519,043	2,989,528	3,508,571
金 融 機 関	13	1,246,558	1,644,059	2,890,617
国 際 機 関	12	2,746,521	1,461,630	4,208,152
そ の 他 特 殊 法 人	64	11,389,907	4,431,486	15,821,394
特 殊 会 社	4	—	895,983	895,983
清 算 法 人	4	618	—	618
合 計	110	15,902,649	11,422,687	27,325,336

- (注) 1. 公団...日本道路公団外 12 公団。
2. 金融機関...北海道東北開発公庫外 8 公庫, 日本銀行外 2 銀行及び商工組合中央金庫。
3. 国際機関...国際通貨基金, 国際復興開発銀行, 国際金融公社, 国際開発協会, アジア開発銀行, アフリカ開発基金, 米州開発銀行, アフリカ開発銀行, 米州投資公社, 多数国間投資保証機関, 一次産品共通基金及び欧州復興開発銀行。
4. その他特殊法人...上記法人及び特殊会社, 清算法人以外の特別の法律に基づき設立された法人で, 海外経済協力基金外 63 法人。
5. 特殊会社...特別の法律に基づき設立された株式会社で日本電信電話株式会社外 3 会社。
6. 清算法人...日本製鉄株式会社等清算法人と南方開発金庫等いわゆる閉鎖機関。

(9) 政府出資等（統計 12, 13 参照）

政府出資等（株券, 社債権, 地方債証券, 受益証券, 出資による権利等）の総額は, 27 兆 4, 652 億円であり, これは国有財産総額の 35.4% を占めている。その大部分の 27 兆 3, 253 億円は政府出資であり, その他有価証券は 1, 399 億円となっている。

政府出資とは, 国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて特定の法人に対して出資したことにより取得した出資による権利又は出資証券であり, これを会計別, 出資法人の種類別にみると第5表のとおりである。

政府出資の会計別内訳は, 一般会計からの出資 15 兆 9, 026 億円及び特別会計からの出資 11 兆 4, 226 億円である。また, 出資法人別にみると, 石油公団等公団に対する出資 3 兆 5, 085 億円, 日本輸出入銀行等金融機関に対する出資 2 兆 8, 906 億円, 国際開発協会等国際機関に対する出資 4 兆 2, 081 億円, 海外経済協力基金等その他特殊法人に対する出資 15 兆 8, 213 億円等である。

(10) 不動産の信託の受益権

不動産の信託の受益権の総額は, 1 件 99 億円であり, すべて郵政省（郵政事業特別会計）の普通財産である。

第3 国有財産の増減額

1. 増減の総額（統計 14,15 参照）

平成4年度中の総増加額は5兆7,416億円、総減少額は1兆1,883億円であり、差引4兆5,532億円の純増加となっている。

第6表 国有財産分類別・種類別増減額（平成4年度）

（単位 百万円）

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち		価 格	割 合
（増 加 額）	千平方メートル		延べ千平方メートル						%
行 政 財 産	1,874,945	446,117	2,770	523,024	1,621,394	工 作 物	562,554	2,590,536	45.1
公 用 財 産	13,440	283,165	2,403	443,643	1,168,739	〃	442,075	1,895,548	(33.0)
公共用財産	654	3,661	4	4,071	4,781	〃	4,719	12,514	(0.2)
皇室用財産	6,520	27,054	14	3,595	7,005	〃	6,693	37,655	(0.7)
企業用財産	1,854,329	132,236	348	71,713	440,867	立 木 竹	331,796	644,817	(11.2)
普 通 財 産	47,383	515,418	952	147,571	2,488,091	政府出資等	2,360,186	3,151,081	54.9
合 計	1,922,328	961,536	3,722	670,595	4,109,486			5,741,618	100.0
（減 少 額）									
行 政 財 産	1,902,013	298,156	1,177	88,762	394,144	立 木 竹	180,241	781,063	65.7
公 用 財 産	12,688	241,557	946	69,222	165,314	船 舶	60,530	476,094	(40.0)
公共用財産	-	-	0	30	100	工 作 物	94	131	(0.0)
皇室用財産	6,519	27,027	6	371	4,393	〃	4,134	31,792	(2.7)
企業用財産	1,882,805	29,570	224	19,137	224,335	立 木 竹	179,407	273,043	(23.0)
普 通 財 産	39,056	216,473	760	90,915	99,881	政府出資等	73,506	407,270	34.3
合 計	1,941,069	514,629	1,938	179,678	494,025			1,188,333	100.0
（差 引 額）									
行 政 財 産	△27,067	147,961	1,592	434,261	1,227,250	工 作 物	464,284	1,809,473	39.7
公 用 財 産	752	41,607	1,457	374,421	1,003,424	〃	392,962	1,419,453	(31.2)
公共用財産	654	3,661	3	4,040	4,681	〃	4,625	12,383	(0.3)
皇室用財産	1	26	7	3,223	2,612	〃	2,559	5,862	(0.1)
企業用財産	△28,475	102,665	124	52,575	216,531	立 木 竹	152,389	371,773	(8.1)
普 通 財 産	8,326	298,945	191	56,655	2,388,210	政府出資等	2,336,905	2,743,811	60.3
合 計	△18,741	446,906	1,783	490,917	3,615,460			4,553,284	100.0

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 分類別、種類別増減額

平成4年度中の増減額を分類別、種類別にみると第6表のとおりである。

行政財産の純増加額は1兆8,094億円であり、その大部分は公用財産1兆4,194億円である。

また、普通財産の純増加額は2兆7,438億円である。

3. 会計別増減額

平成4度中の増減額を会計別にみると第7表のとおりである。

一般会計については、2兆4,081億円の純増加となっているが、これは政府出資等1兆915億円、航空機3,545億円、建物2,559億円、船舶2,536億円が増加の主なものであり、特別会計についての純増加は2兆1,451億円で、これは政府出資等1兆2,453億円、工作物2,808億円、建物2,349億円が増加の主なものである。

4. 所管別増減額（統計 15 参照）

平成4年度中の増減額を所管別にみると、第8表のとおりである。この純増加額では、大蔵省2兆2,269億円（主として出資）、総理府9,213億円（主として防衛庁における航空機の新造）が主なものである。

5. 区分別増減額（統計 14 参照）

平成4年度中の増減額を区分別にみると第9表のとおりである。この純増加額の主なものは、政府出資等2兆3,369億円（主として出資）、工作物5,089億円（主として新設）、建物4,909億円（主として新築）である。

6. 事由別増減額（統計 14,15 参照）

国有財産の増減額を事由別に大別すると、国と国以外の者との間の異動である「対外的異動」と国の内部における異動である「対内的異動」とに分けることができる。

対外的異動には、購入、新築、新設、新造、交換、出資、売払、譲与等があり、対内的異動には、所管換（各省各庁の間において国有財産の所管を移すことをいう。）、所属替（同一所管内において、二以上の部局等がある場合に、一の部局等に所属する財産を他の部局等の所属に移すことをいう。）、整理替（同一部局内において、用途変更を伴わないで一つの口座を分割して二つの口座にし、あるいは二つの口座を一つの口座に併合するような場合をいう。等）がある。

対外的異動には、増加に歳出を伴うものと（購入、新築、新造、現金出資等）と歳出を伴わないもの（交換、現物出資、租税物納等）とがあり、減少には歳出を伴うもの（売払、出資金回収等）と歳入を伴わないもの（交換、譲与、取こわし等）とがある。

対内的異動は、調整上の増減及び整理上の増減に分けることができる。

イ．調整上の増減

調整上の増減は、所管換、所属替、整理替、引継、引受（引継又は引受とは、各省各庁で行政財産の用途を廃止し、当該財産を大蔵省へ引き継ぎ、大蔵省がこれを引き受けることをいう。等）の国有財産の管理を効率化するため、国の内部で行う調整に伴う増減であって、国有財産の総量に影響のないものである。

第7表 国有財産会計別増減額（平成4年度）

（単位 百万円）

会 計 別	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
（ 増 加 額 ）	千平方メートル		延べ千平方メートル					%
一 般 会 計	35,619	443,725	1,719	300,438	2,102,214	政府出資等 1,109,107	2,846,378	49.6
特 別 会 計	1,886,708	517,810	2,002	370,157	2,007,272	" 1,251,078	2,895,239	50.4
合 計	1,922,328	961,536	3,722	670,595	4,109,486		5,741,618	100.0
（ 減 少 額 ）								
一 般 会 計	29,875	220,447	697	44,510	173,306	船 舶 61,568	438,264	36.9
特 別 会 計	1,911,194	294,182	1,241	135,167	320,719	立 木 竹 180,178	750,069	63.1
合 計	1,941,069	514,629	1,938	179,678	494,025		1,188,333	100.0
（ 差 引 額 ）								
一 般 会 計	5,744	223,278	1,022	255,927	1,928,907	政府出資等 1,091,586	2,408,113	52.9
特 別 会 計	△24,485	223,627	761	234,990	1,686,552	" 1,245,319	2,145,170	47.1
合 計	△18,741	446,906	1,783	490,917	3,615,460		4,553,284	100.0

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第8表 国有財産所管別増減額（平成4年度）

（単位 百万円）

所 管 別			土 地		建 物		そ の 他		計		
			数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増 加 額)			千平方メートル		延べ千平方 メートル					%	
衆議院	議院	院	-	-	0	1,814	1,397	工 作 物	1,397	3,212	0.1
			3	3,919	0	122	589	"	589	4,631	0.1
最高裁	裁判所	所	78	7,334	63	15,629	9,093	"	9,056	32,057	0.6
			1	62	7	1,660	1,126	"	1,090	2,849	0.0
会計検査院	閣府	府	0	264	-	-	7	立 木 竹	2	271	0.0
			8,851	109,678	970	168,446	818,439	航 空 機	400,700	1,096,563	19.1
法務省	省	省	306	11,175	173	26,373	16,931	工 作 物	16,790	54,480	0.9
			31	607	17	2,525	2,599	"	2,598	5,732	0.1
大蔵省	蔵部	部	18,311	389,739	705	113,344	2,067,179	政府出資等	1,978,795	2,570,262	44.8
			806	47,081	455	81,306	64,137	工 作 物	61,868	192,525	3.4
厚生省	生 産 省	省	996	62,958	492	97,785	100,819	"	94,399	261,563	4.6
			1,890,944	13,011	175	15,231	413,115	立 木 竹	332,541	441,358	7.7
通商産業省	産 業 省	省	0	183	93	11,742	7,217	工 作 物	7,210	19,143	0.3
			661	153,689	151	44,255	249,940	"	97,093	447,884	7.8
運輸省	輸 政 省	省	338	138,094	294	65,060	91,692	政府出資等	53,248	294,848	5.1
			45	5,866	57	10,237	147,152	"	139,083	163,256	2.8
労働省	働 設 治 省	省	947	17,609	61	15,042	118,021	"	102,803	150,673	2.6
			2	260	0	16	25	工 作 物	25	301	0.0
合 計			1,922,328	961,536	3,722	670,595	4,109,486		5,741,618	100.0	
(減 少 額)	議院	院	3	3,920	-	10	36	工 作 物	36	3,967	0.3
			0	895	0	64	239	"	239	1,198	0.1
最高裁	裁判所	所	21	3,705	8	334	344	"	342	4,384	0.4
			1	61	-	-	6	"	6	67	0.0
会計検査院	閣府	府	0	76	0	7	1	"	1	85	0.0
			7,020	45,879	258	22,443	106,932	航 空 機	50,579	175,254	14.8
法務省	省	省	300	7,407	84	2,834	1,489	工 作 物	1,435	11,730	1.0
			18	165	9	688	416	"	415	1,269	0.1
大蔵省	蔵部	部	13,398	185,174	630	76,843	81,340	"	57,595	343,359	28.9
			887	48,053	94	3,753	3,285	"	3,084	55,092	4.6
厚生省	生 産 省	省	1,142	18,924	298	32,119	23,177	"	23,076	74,221	6.2
			1,917,222	14,289	251	10,068	215,252	立 木 竹	180,214	239,610	20.2
通商産業省	産 業 省	省	1	157	94	11,629	6,809	工 作 物	6,780	18,596	1.6
			523	133,238	43	2,433	40,944	船 舶	29,590	176,616	14.9
郵政省	輸 政 省	省	161	35,540	98	13,695	11,930	工 作 物	11,927	61,166	5.1
			59	5,526	21	1,005	414	"	413	6,946	0.6
労働省	働 設 治 省	省	302	11,353	43	1,729	1,397	"	1,291	14,481	1.2
			2	260	0	16	6	"	6	283	0.0
合 計			1,941,069	514,629	1,938	179,678	494,025		1,188,333	100.0	
(差 引 額)	議院	院	△3	△3,920	0	1,804	1,361	工 作 物	1,360	△ 755	
			2	3,024	-	58	350	"	350	3,433	
最高裁	裁判所	所	57	3,629	54	15,295	8,748	"	8,714	27,673	
			0	0	7	1,660	1,120	"	1,083	2,781	
会計検査院	閣府	府	0	187	△0	△7	6	立 木 竹	2	185	
			1,830	63,798	712	146,002	711,506	航 空 機	350,191	921,308	
法務省	省	省	5	3,768	88	23,539	15,442	工 作 物	15,354	42,750	
			12	442	8	1,837	2,183	"	2,182	4,462	
大蔵省	蔵部	部	4,913	204,564	75	36,500	1,985,838	政府出資等	1,955,515	2,226,903	
			△80	△972	360	77,552	60,851	工 作 物	58,784	137,432	
厚生省	生 産 省	省	△145	44,033	194	65,666	77,641	"	71,323	187,341	
			△26,277	△1,277	△75	5,162	197,862	立 木 竹	152,327	201,747	
通商産業省	産 業 省	省	△1	25	△1	113	407	工 作 物	430	547	
			137	20,450	108	41,821	208,995	"	90,274	271,268	
運輸省	輸 政 省	省	176	102,554	196	51,365	79,762	政府出資等	53,248	233,681	
			△14	340	36	9,231	146,737	"	139,083	156,309	
労働省	働 設 治 省	省	645	6,256	17	13,312	116,623	"	102,803	136,192	
			△0	-	-	-	18	工 作 物	18	18	
合 計			△18,741	446,906	1,783	490,917	3,615,460		4,553,284		

（注）「その他」は立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

ロ．整理上の増減

整理上の増減は、新規登載（従来、国有財産の取扱いをしなかった国有の財産を新たに国有財産に編入することという。）、実測（土地、建物及び工作物に適用）、実査（立木竹に適用）、誤謬訂正、報告洩等に伴う増減である。

以上のような見地から、平成４年度中の増減を整理すると第１０表のとおりであり、増加額では、対外的異動の 81.7%に対し、対内的異動は 18.3%、減少額では、対外的異動の 21.9%に対し、対内的異動 78.1%となっている。

(1) 増加額について

事由別に増加額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ．対外的異動によるもの（統計 14,15 参照）

(1) 歳出を伴うもの

出 資（現金出資） ２兆 276 億円

これは現金出資により取得した出資による権利、出資証券等であり、その主なものは、一般会計では、海外経済協力基金へ 2,962 億円、国際開発協会へ 1,443 億円、宇宙開発事業団へ 1,314 億円及び中小企業信用保険公庫へ 1,266 億円であり、特別会計では、大蔵省の外国為替資金特別会計から国際通貨基金へ 6,893 億円、労働省の労働保険特別会計から雇用促進事業団へ 1,039 億円、建設省の道路整備特別会計から日本道路公団へ 673 億円、大蔵省の電源開発促進対策特別会計から動力炉・核燃料開発事業団へ 856 億円である。

購 入 ２,668 億円

これは土地 3,479 千平方メートル、2,429 億円、航空機 7 機 214 億円等であり、その主なものは、土地では、大蔵省（特定国有財産整備特別会計）155 千平方メートル、891 億円の普通財産、郵政省（郵政事業特別会計）207 千平方メートル、825 億円の企業用財産及び厚生省（厚生保険特別会計）146 千平方メートル、236 億円の公用財産であり、航空機では、総理府（防衛庁）4 機 170 億円の公用財産である。

第 9 表 国有財産区分別増減額（平成 4 年度）

（単位 百万円，％）

区 分	数量単位	増			減			差 引	
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格
土 地	千平方メートル	1,922,328	961,536	16.7	1,941,069	514,629	43.3	△ 18,741	446,906
立木竹	樹 木 千 本	232	4,888	(0.1)	106	2,504	(0.2)	126	2,383
	立 木 千立方メートル	21,232	331,201	(5.8)	30,713	178,506	(15.0)	△ 9,481	152,694
	竹 千 束	7	7	(0.0)	8	7	(0.0)	△ 0	△ 0
	計		336,096	5.9		181,019	15.2		155,077
建物	建 面 積 千平方メートル	1,594			1,136			458	
	延 べ 面 積 千平方メートル	3,722	670,595	11.7	1,938	179,678	15.1	1,783	490,917
	工 作 物		680,723	11.9		171,776	14.5		508,947
機械器具			2	0.0		2	0.0		0
船	汽 船 隻	194			199			△ 5	
	ト ン 千	45	64,831	(1.1)	35	30,267	(2.6)	9	34,564
	艦 船 隻	42			39			3	
	ト ン 千	31	254,460	(4.4)	17	32,146	(2.7)	14	222,313
	雑 船 隻	199	3,416	(0.1)	161	339	(0.0)	38	3,077
	計 隻	435	322,709	5.6	399	62,753	5.3	36	259,955
航空機	機	131	409,711	7.1	117	55,133	4.6	14	354,578
地上権等	千平方メートル	0	1	0.0	45	5	0.0	△ 44	△ 3
特許権等	件	12,386	53	0.0	918	55	0.0	11,468	△ 1
政府出資等			2,360,186	41.1		23,280	2.0		2,336,905
不動産の信託の受益権	件	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計			5,741,618	100.0		1,188,333	100.0		4,553,284

新 築（建物） 4,431 億円

これは建物延べ 2,429 千平方メートルの新築であって、その主なものは、総理府（主として防衛庁）延べ 487 千平方メートル、729 億円の公用財産、大蔵省（特定国有財産整備特別会計）延べ 396 千平方メートル、693 億円の普通財産、文部省（国立学校特別会計）延べ 369 千平方メートル、580 億円の公用財産及び総理府（防衛施設庁）延べ 254 千平方メートル、464 億円の普通財産である。

新 設（工作物） 4,014 億円

これは工作物の新設であり、その主なものは、総理府（主として防衛庁）665 億円の公用財産、運輸省（空港整備特別会計）629 億円の公用財産、大蔵省（特定国有財産整備特別会計）545 億円の普通財産及び総理府（防衛施設庁）423 億円の普通財産である。

新 造（船舶及び航空機） 5,563 億円

これは航空機 98 機、3,148 億円及び船舶 88 隻、2,414 億円の新造であって、航空機では、すべて総理府（主として防衛庁）であり、船舶では、総理府（防衛庁）の艦船 15 隻、2,072 億円の公用財産及び運輸省（一般会計）の汽船 29 隻、276 億円の公用財産が主なものである。

（ロ）歳出を伴わないもの

出 資（現物出資） 2,719 億円

これは国有財産等を現物出資したことにより取得した出資による権利、出資証券等であり、その主なものは、国際開発協会への出資 1,443 億円である。

交 換（受） 985 億円

これはほとんどが土地 329 千平方メートル、985 億円であり、その主なものは、総理府（主として総理本府）92 千平方メートル、588 億円の公用財産及び大蔵省（一般会計）182 千平方メートル 288 億円の普通財産である。

ロ. 対内的異動によるもの（統計 14, 15 参照）

所管換 2,494 億円

これは土地 2,846 千平方メートル、1,346 億円、建物延べ 371 千平方メートル、618 億円等であり、その主なものは、土地では、郵政省（郵政事業特別会計）19 千平方メートル、315 億円の企業用財産、大蔵省（一般会計）124 千平方メートル、313 億円の普通財産及び大蔵省（一般会計）179 千平方メートル、162 億円の公用財産であり、建物では、総理府（一般会計）延べ 146 千平方メートル、237 億円の公用財産及び法務省（一般会計）延べ 81 千平方メートル、124 億円の公用財産である。

所属替 2,299 億円

これは、土地 13,329 千平方メートル、670 億円及び船舶 52 隻 460 億円等である。

引 受 358 億円

これは、工作物 139 億円及び土地 334 千平方メートル、112 億円等である。

整理替 2,802 億円

これは、立木竹 1,469 億円及び土地 1,861,108 千平方メートル、715 億円等であり、これらは国有財産台帳の口座を統合し、又は分割したこと等によるものである。

(2) 減少額について

事由別に減少額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの（統計 14, 15 参照）

（イ）歳入を伴うもの

売 払 939 億円

これは土地 28,925 千平方メートル、810 億円及び建物延べ 144 千平方メートル、65 億円等であり、その主なものは、土地では、大蔵省（一般会計）6,166 千平方メートル、537 億円の普通財産及び大蔵省（特定国有財産整備特別会計）311 千平方メートル、138 億円の普通財産であり、建物では厚生省（国立病院特別会計）延べ 25 千平方メートル、16 億円の普通財産及び郵政省（郵政事業特別会計）延べ 12 千平方メートル、14 億円である。

第10表 国有財産増減状況（平成4年度）

（単位 百万円）

異動の内容	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
	千平方メートル		延べ千平方メートル					%
（ 増 加 額 ）								
対 外 的 異 動	5,243	448,554	2,670	532,366	3,710,271	政府出資等 2,346,120	4,691,192	81.7
歳出を伴うもの	3,740	245,925	2,614	528,176	3,390,131	" 2,027,687	4,164,232	(72.5)
歳出を伴わないもの	1,503	202,629	55	4,190	320,139	" 318,432	526,960	(9.2)
対 内 的 異 動	1,917,084	512,981	1,052	138,228	399,215	立 木 竹 149,506	1,050,425	18.3
調整上の増加	1,904,856	492,813	1,034	137,263	393,949	" 148,109	1,024,027	(17.8)
整理上の増加	12,228	20,167	17	964	5,265	工 作 物 2,934	26,398	(0.5)
合 計	1,922,328	961,536	3,722	670,595	4,109,486		5,741,618	100.0
（ 減 少 額 ）								
対 外 的 異 動	32,739	126,065	898	42,130	91,583	工 作 物 36,427	259,780	21.9
歳入を伴うもの	28,925	81,002	144	6,525	7,865	" 3,079	95,394	(8.0)
歳入を伴わないもの	3,814	45,062	753	35,604	83,718	" 33,348	164,385	(13.9)
対 内 的 異 動	1,908,329	388,564	1,040	137,547	402,441	立 木 竹 148,120	928,553	78.1
調整上の減少	1,905,818	384,815	1,035	137,380	393,710	" 148,082	915,906	(77.1)
整理上の減少	2,511	3,748	4	167	8,731	政府出資等 7,542	12,647	(1.0)
合 計	1,941,069	514,629	1,938	179,678	494,025		1,188,333	100.0
（ 差 引 額 ）	△18,741	446,906	1,783	490,917	3,615,460		4,553,284	

（注）「その他」は立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

（ロ）歳入を伴わないもの

譲 与 133 億円

これは国有財産法等の規定に基づき無償で国以外の者に財産を譲渡したもので、ほとんどが土地 1,907 千平方メートル、131 億円であり、その主なものは、大蔵省（一般会計）1,205 千平方メートル、122 億円の普通財産である。

交 換（減） 270 億円

これはほとんどが土地 334 千平方メートル、239 億円であり、その主なものは、大蔵省（一般会計）240 千平方メートル、112 億円の普通財産及び総理府（一般会計）40 千平方メートル、79 億円の公用財産である。

ロ. 対内的異動によるもの（統計 14, 15 参照）

これは所管換 1,905 億円、所属替 2,261 億円、引継 358 億円、整理替 2,802 億円等であり、それぞれ増加額に対応するものである。所管換と所属替等にあつては増と減との価格が符号しないが、その理由は、一般会計と特別会計との間、又は特別会計相互間の異動は、原則として有償として整理することとなっているため、所管換等により引き渡す省庁又は部局は、台帳価格をもって減とするが、所管換等により受ける省庁又は部局は時価によって取得し、その価格をもって増の整理をするためである。

通貨調整 75 億円

これは外国為替相場の変動等に伴い、国際機関に対する出資金の国有財産台帳価格の修正を行ったものであり、その主なものは、大蔵省（外国為替資金特別会計）57 億円の普通財産である。

7. 国有財産の推移（統計 1, 5, 6 参照）

最近5か年間の国有財産の推移をみると、第11表のとおりであり、各年度における増加額の主な事由についてみると、

昭和63年度は、購入（土地等）1,418 億円、新築（建物）2,246 億円、新設（工作物）2,582 億円、新造（船舶及び航空機）4,599 億円、出資 1 兆 2,725 億円を、

平成元年度は、購入（土地等）1,942 億円、新築（建物）2,593 億円、新設（工作物）2,628 億円、新造（船舶及び航

空機) 5,068 億円, 出資 1 兆 6,008 億円を,

平成 2 年度は, 購入 (政府出資等) 1 兆 1,012 億円, 新築 (建物) 2,876 億円, 新設 (工作物) 2,725 億円, 新造 (船舶及び航空機) 4,489 億円, 出資 1 兆 3,516 億円を,

平成 3 年度は, 購入 (土地等) 1,871 億円, 新築 (建物) 3,199 億円, 新設 (工作物) 2,880 億円, 新造 (船舶及び航空機) 3,864 億円, 出資 1 兆 3,239 億円を,

平成 4 年度は, 購入 (土地等) 2,668 億円, 新築 (建物) 4,431 億円, 新設 (工作物) 4,014 億円, 新造 (船舶及び航空機) 5,563 億円, 出資 2 兆 2,996 億円を上げることができる。

なお, 最近 5 か年間の政府出資等の年度末の現況は第 12 表のとおりである。

第 11 表 最近 5 か年間の国有財産の推移

(単位 百万円)

年 度	年度末現在額	前年度末に対する増加額
昭和 63	52,812,983	2,482,507
平成元	55,927,556	3,114,572
2	67,848,050	11,920,493
3	72,978,205	5,130,154
4	77,531,489	4,553,284

第 12 表 最近 5 か年間の政府出資, 有価証券の推移

(単位 億円, %)

年 度	政府出資	有価証券	計(A)	国有財産総額(B)	割合(A / B)
昭和 63 年度	198,206	233	198,440	528,129	37.6
平成 元	213,743	253	213,997	559,275	38.3
2	238,143	654	238,797	678,480	35.2
3	250,332	951	251,283	729,782	34.4
4	273,253	1,399	274,652	775,314	35.4

(注) 「政府出資」とは, 特別の法律 (国際条約を含む。) の規定に基づいて, 特定の法人に対し政府が出資等を行った額を示し, 「有価証券」とは, 租税物納等により取得した株券等であり, いずれも年度末現在の価格である。

(参考) 国有財産 (土地) の推移

(単位 億平方メートル)

年 度	行政財産	普通財産	計
昭和 20 年度末	1,485	221	1,706
25	1,463	276	1,740
30	863	69	933
35	869	62	931
40	879	38	917
45	883	19	903
50	884	15	900
55	884	12	897
60	884	11	896
63	884	11	895
平成元	884	11	895
2	883	11	895
3	883	11	894
4	883	11	894

第4 国の庁舎等の整備

1. 国の庁舎等の整備の概要（統計22参照）

国の庁舎等とは、一般の官署、学校、病院、刑務所、飛行場、自衛隊の施設及び各種の工場等国の事務、事業及び企業の用に供されている財産（公用財産及び企業用財産）をいい、国家公務員宿舎（公用財産及び企業用財産）、森林、原野等（企業用財産）、皇居等（皇室用財産）、道路及び河川等（公共用財産）は含まれない。

これらの施設の整備については、それぞれ財産を所管している各省各庁の長が計画を立て大蔵大臣に協議をし（国有財産法第14条）、その営繕工事は一部を除き建設大臣が行うこととされている（官公庁施設の建設等に関する法律第9条の2）。

国の庁舎は、国有地の有効利用と建築経費の節減並びに公衆の利便と公務の能率向上に資するため、できるだけ合同庁舎として建設することとしており、この場合には、大蔵大臣が整備計画を立て建設大臣が営繕工事を実施している。

2. 特定国有財産整備特別会計による整備

庁舎等の中には、平面的に散在し、土地の利用が効率的でないもの、あるいはその位置、環境等からみて他の用途に転用することが適当と認められるものがある。これらの特定の庁舎等については、使用の効率化及び配置の適正化を図るため、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」の規定に基づき、大蔵大臣が関係各省各庁の長の意見をきいて、特定国有財産整備計画を策定し、集約立体化又は移転再配置を推進することとしている。

(1) 特定国有財産整備計画

特定国有財産整備計画とは、庁舎等その他の施設の用に供する国有財産（ただし、特定国有財産整備特別会計以外の特別会計に属する財産、公共用財産及び提供財産以外の普通財産を除く。）について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るとともに跡地の積極的な活用を推進するために策定する次の立体化及び再配置計画をいい、大蔵大臣が関係各省各庁の長に意見をきいて、これを定めることとしている。

イ．立体化計画—広く平面的に散在している庁舎等を集約立体化（耐火構造の4階以上の建物とする。）し、これに伴って不用となる庁舎等を処分する計画

ロ．再配置計画—庁舎等その他の施設で市街地又はこれに隣接する地域に設置することが必ずしも必要でないと認められるものその他その位置、環境、規模又は形態等からみて他の用途に供することが適当であると認められるものの処分をし、これに代わる施設を取得する計画

なお、平成5年度に決められた特定国有財産整備計画は38件で、取得予定財産の数量は、土地101千平方メートル、建物延べ427千平方メートル、処分予定財産の数量は、土地346千平方メートル、建物延べ147千平方メートルとなっている。

(2) 特定国有財産整備特別会計

特定国有財産整備特別会計は、特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を明確にするため設けられたものであり、会計自らが事業を実施する特別会計である。この会計の所管大臣は、大蔵大臣及び建設大臣である。この会計の歳入は、特定国有財産整備計画の実施により処分すべき国有財産その他この会計の資産の処分による収入金、一般会計からの繰入金、借入金等であり、歳出は、計画の実施により取得する国有財産の取得に要する費用、借入金の償還金及びその利子、事務取扱費等である。

この会計の平成4年度決算は、収納済歳入額359,497百万円、支出済歳出額297,738百万円、当該年度中の国庫債務負担行為による債務負担額128,840百万円である。

なお、平成5年度予算においては、歳入229,966百万円、歳出229,966百万円及び国庫債務負担行為159,580百万円が計上されている。

第5 国家公務員宿舎の概況（統計23参照）

国家公務員宿舎は、国家公務員の職務の能率的な遂行を確保し、国の事務及び事業の円滑な運営に資するという行政上の必要から、「国家公務員宿舎法」（昭和24年法律第117号）に基づき、国家公務員を対象として、国自らその

設置並びに維持及び管理を行っているものである。

公務員宿舎は、職員及びその家族を居住させるために、国が設置する居住用の家屋及びこれに附帯する工作物その他の施設並びにこれらに供する土地をいい、研修所や講習所等に一時宿泊のために設けられている宿舎施設、公共事業関係の現場に設けられている仮設物的な合宿所、国会議員の政治活動の本拠とみられる議員宿舎などは含まれない。

国家公務員宿舎は、毎年度の大蔵大臣の定める宿舎設置計画に基づいて設置されるが、その方法としては、建設、購入、交換、寄附又は転用(例えば、用途変更によって宿舎とすることをいう。)により行政財産として設置するものと、国以外の者の所有する財産を借受けて、これを公務員宿舎として運用するものがある。

公務員宿舎の設置は、原則として大蔵大臣が行うこととなっているが、同一の省庁に所属する職員のみで貸与する目的で設置される宿舎(省庁別宿舎)で、5 現業特別会計がその負担において設置する場合、転用、交換又は寄附の方法により設置する場合及び特別の事情がある場合として大蔵大臣が指定する場合に限り、当該各省各庁の長がその設置を行うこととなっている。

また、宿舎の維持及び管理は、合同宿舎(省庁別宿舎以外の宿舎をいう。)については大蔵大臣が、省庁別宿舎については、当該宿舎の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長が行うこととなっている。

平成 4 年度において、国の予算により設置した宿舎戸数は約 9 千戸(独身寮一室も 1 戸と数えている。)であり、また、平成 5 年 9 月 1 日現在における公務員宿舎の総戸数は約 32 万 8 千戸となっている。

第 6 大蔵省所管一般会計所属普通財産の現状

1. 現在額(統計 26,27,28 参照)

大蔵省所管一般会計所属の普通財産(国有財産法第 6 条に規定する大蔵大臣の所管に係るもの、以下第 6 において同じ)は、第 13 表のとおり平成 4 年度末現在で 21 兆 3,992 億円となっており、国有財産総額 77 兆 5,314 億円の 27.6% を占めている。

普通財産は、既に述べたように行政財産以外の一切の国有財産をいい、原則として特定の行政目的に供されない財産である。その管理及び処分は、国有財産法等に特別の定めがあるほか、民法、借地借家法等私法の適用を受けるものである。行政財産は、貸付け、売払い、譲与等権利の移転又は私権の設定が特定の例外を除いてできないこととされている(3 頁参照)のに対して、普通財産は、これらの制限を受けることなく、原則として処分し、また、国以外の者に使用又は収益させることができることに特色がある。したがって、普通財産については、その管理行為のほかに処分行為が考えられる点において行政財産と異なる。

しかしながら、普通財産の中には、出資財産や提供財産のように、国が直接、国の事務、事業の用に供しているものではないが、その性質上、国の行政目的のために使用しているもの、道路、公園等公共施設の用に供するため地方公共団体等に貸し付けているもの等、公用財産、公共用財産に準ずべきものや、更に、将来の公的需要に備えて留保しているものもあり、これらは国の政策により保持しているという意味では直ちに処分することはできないものである。

2. 平成 4 年度中の増減額(統計 27,30 参照)

平成 4 年度中の総増加額は 1 兆 3,836 億円、総減少額は 1,451 億円であって、差引き 1 兆 2,385 億円の純増加となるが、政府出資等に係る増減額を除くと増加額 2,745 億円、減少額 1,276 億円であって差引増減額は 1,469 億円の純増加となる。

これを土地、建物、政府出資等の区分別にみると第 13 表の増減及び現在額のとおりである。

普通財産の増減についても、行政財産と同様に、国と国以外の者との間の異動である「対外的異動」と国の内部における異動である「対内的異動」に分けることができる。例えば、対外的異動によって普通財産が増加する場合としては、相続税法等の規定により金銭に代えて財産が物納されたとき、相続人不存在財産が民法の規定により国庫に帰属したとき、特殊法人に対する出資により出資による権利又は株券を取得したとき等が、また、減少する場合としては、売払い、譲与、現物出資(土地、建物、工作物等)が行われたとき等がそれぞれ挙げられる。一方、対内的異動によって増加する場合としては、各省各庁において行政財産として使用されていた財産が行政目的の用に供されなくなり、用途廃止されて普通財産となったものを、大蔵省が引き受けたとき等が、また、減少する場合としては、各省各庁へ所

管換したとき等がそれぞれ挙げられる。

平成４年度中の増減状況を整理すると、第 14 表のとおりである。

第 13 表 大蔵省所管一般会計所属普通財産増減額及び現在額
(平成 5 年 3 月 31 日現在)

(単位 百万円, %)

区 分	数量単位	増 加 額				減 少 額				現 在 額			
		数 量	価 格			数 量	価 格			数 量	価 格		
			金 額	割 合			金 額	割 合			金 額	割 合	
土 地	千 平 方 メートル	16,464	248,223	17.9	90.4	12,273	124,625	85.8	97.7	836,055	4,955,127	23.1	92.5
立 木	樹 木 千 本	10	55	0.0	0.0	0	6	0.0	0.0	529	1,291	0.0	0.0
	立 木 千 立 方 メートル	3	13	0.0	0.0	2	3	0.0	0.0	535	1,867	0.0	0.0
	竹 計	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	10	3	0.0	0.0
			69	0.0	0.0		10	0.0	0.0		3,161	0.0	0.1
建 物	建 千 平 方 メートル	49				71				2,803			
工 作 物	延 べ 千 平 方 メートル	103	12,038	0.9	4.4	108	2,278	1.6	1.8	4,070	212,592	1.0	4.0
機 械 器 具			14,227	1.0	5.2		705	0.5	0.5		184,819	0.9	3.4
			2	0.0	0.0		2	0.0	0.0		781	0.0	0.0
船 隻	汽 船 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
	ト ン	—	—	—	—	—	—	—	—	0	3	0.0	0.0
	艦 船 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ト ン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
船 隻	雑 船 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	12	24	0.0	0.0
	計 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	13	28	0.0	0.0
地 上 権 等	千 平 方 メートル	—	—	—	—	—	—	—	—	4,847	131	0.0	0.0
政 府 出 資 等			1,109,107	80.2			17,521	12.1			16,042,591	75.0	
合 計			1,383,670	100.0			145,144	100.0			21,399,234	100.0	
政 府 出 資 等 を 除 いた も の の 合 計			274,562		100.0		127,623		100.0		5,356,643		100.0

3. 管理及び処分の状況

大蔵省所管一般会計所属普通財産のうち、土地及び建物について、平成４年度中における処分等の実績及び年度末現在の利用状況をみると、次のとおりである。

(1) 処分等の実績

平成４年度中の処分等の実績の概要は、第 15 表のとおりである。

イ．売払い（統計 33 参照）

売払いは 17,095 件、541 億円で、これを区分別にみると、土地 6,166 千平方メートル、537 億円、建物延べ 31 千平方メートル、4 億円である。

次に、売払いを相手方別に見ると、公共団体 1,603 件、151 億円、公益法人 90 件、7 億円、公共団体及び公益法人以外の法人 4,124 件、222 億円、その他（例えば、物納財産をその借地権者等に売り払い、あるいは、住宅地等のなかに介在する旧里道、水路敷等を隣接の土地所有者に売り払う場合等）11,278 件 160 億円となっている。

第 14 表 大蔵省所管一般会計所属普通財産異動状況（平成 4 年度）

（単位 百万円）

異 動 の 内 容	土 地		建 物		そ の 他		価格計	割 合
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格			
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方 メートル					%
対 外 的 異 動	652	130,649	1	543	1,095,106	(1,095,041)	1,226,298	88.6
歳出を伴うもの	0	0	0	510	776,660	(776,609)	777,170	56.2
歳出を伴わないもの	652	130,649	1	32	318,445	(318,432)	449,128	32.4
対 内 的 異 動	15,812	117,574	101	11,495	28,301	(14,066)	157,371	11.4
調 整 上 の 増 加	6,472	102,904	94	11,400	28,224	(14,063)	142,529	10.3
整 理 上 の 増 加	9,339	14,669	7	94	77	(2)	14,841	1.1
合 計	16,464	248,223	103	12,038	1,123,407	(1,109,107)	1,383,670	100.0

異 動 の 内 容	土 地		建 物		そ の 他		価格計	割合	差引価格
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格				
(減 少 額)	千平方メートル		延べ千平方 メートル					%	
対 外 的 異 動	8,636	84,183	92	1,485	2,083	(1,674)	87,751	60.5	1,138,547
歳入を伴うもの	6,166	53,715	31	470	1,871	(1,674)	56,056	38.6	721,113
歳入を伴わないもの	2,470	30,468	61	1,014	212	(ー)	31,695	21.9	417,433
対 内 的 異 動	3,636	40,442	15	793	16,157	(15,847)	57,392	39.5	99,978
調 整 上 の 減 少	2,395	38,965	14	789	14,369	(14,063)	54,125	37.3	88,404
整 理 上 の 減 少	1,241	1,476	0	3	1,787	(1,783)	3,267	2.2	11,573
合 計	12,273	124,625	108	2,278	18,240	(17,521)	145,144	100.0	1,238,525

（注）「その他」欄の（ ）内は政府出資等を示し内書である。

第 15 表 大蔵省所管一般会計所属普通財産処分実績（平成 4 年度）

（単位 百万円）

区 分	土 地			建 物			合 計		
	件 数	数 量	台帳価格	件 数	数 量	台帳価格	件 数	台帳価格	割 合
		千平方メートル			延べ千平方メートル				%
売 払	17,072	6,166	53,715	23	31	470	17,095	54,185	51.2
時 価	17,035	6,044	51,068	22	28	342	17,057	51,411	48.6
減 額	37	122	2,646	1	2	127	38	2,774	2.6
交 換	66	240	11,281	1	18	350	67	11,632	11.0
譲 与	1,913	1,205	12,288	—	—	—	1,913	12,288	11.6
所 管 換	120	1,096	27,646	—	0	19	120	27,666	26.2
有 償	42	369	3,048	—	0	13	42	3,061	2.9
無 償	78	727	24,598	—	0	5	78	24,604	23.3
合 計	19,171	8,708	104,932	24	50	840	19,195	105,772	100.0

また、売払価格は原則として時価額によっているが、国有財産特別措置法、その他の法律の規定に基づき時価から減額して公共団体等に売り払ったものがある。この減額売払いしたものを相手方の用途別に分類してみると、学校施設 25 件、21 億円、住宅 4 件、2 億円等となっている。

なお、大口売払財産（1 件 3 千平方メートル以上で、かつ、売買契約金額が 3 億円以上のもの）は、統計 33 の〔参考〕のとおりである。

ロ．交 換（統計 34 参照）

交換は 67 件,116 億円で,これを区分別にみると,土地 240 千平方メートル,112 億円,建物延べ 18 千平方メートル,3 億円である。

ハ．譲 与（統計 35 参照）

譲与は 1,913 件 122 億円で,区分は,すべて土地である。

ニ．所管換（統計 36 参照）

所管換は 120 件,276 億円で,その内容は無償所管換（一般会計相互間）が 78 件,246 億円,有償所管換（一般会計と特別会計相互間）が 42 件,30 億円である。

無償所管換を区分別にみると,土地 727 千平方メートル,245 億円,建物延べ 3 百平方メートル,5 百万円であり,有償所管換は,土地 369 千平方メートル,30 億円,建物延べ 3 百平方メートル,13 百万円となっている。

(2) 管理の状況

平成 4 年度末現在における土地及び建物についての利用状況のうち主なものを挙げると,次のとおりである。

イ．提供財産

我が国に駐留する米軍のために国有,公有,民有等各種の財産が提供されているが,このうち大蔵省所管一般会計所属の普通財産は 1 兆 3,844 億円である。

これを区分別にみると,土地 69,367 千平方メートル,1 兆 2,004 億円,建物延べ 3,156 千平方メートル,1,840 億円となっている。

ロ．使用承認財産

使用承認は,各省各庁に対して,その事務,又は事業の遂行上必要な場合に臨時に普通財産の使用を認める方法である。

使用承認中の財産は 2,789 億円で,これを区分別にみると,土地 13,153 千平方メートル,2,647 億円,建物延べ 354 千平方メートル,142 億円となっている。

ハ．貸付財産（統計 29,31,32 参照）

貸付けとは国以外のものに対して普通財産を貸し付けることをいい,これには有償貸付と無償貸付がある。更に有償貸付には,時価による貸付けと法律の規定に基づき時価から減額して貸し付ける減額貸付とがある。

貸付中の財産は 28,272 件,総額 2 兆 7,310 億円で,このうち無償貸付が 4,524 件,2 兆 599 億円,時価貸付が 23,119 件,4,953 億円,減額貸付が 629 件,1,758 億円となっている。

次に,貸付財産の年度中の増減をみると,平成 3 年度末現在では 28,128 件,2 兆 7,028 億円であったのに対し,平成 4 年度中の新規貸付等による増加は,1,859 件,931 億円,売払い等による減少は,1,715 件,649 億円で,差引き件数では 144 件の増加,価格では 282 億円の増加となっている。

貸付財産を相手方別にみると,公共団体 5,369 件,2 兆 1,025 億円,公益法人 216 件,971 億円,公共団体及び公益法人以外の法人 2,337 件,2,948 億円,その他 20,350 件,2,366 億円となっている。

減額貸付は,国有財産特別措置法,その他の法律の規定に基づき時価から減額して貸し付けるものであり,これを用途別にみると,学校施設 376 件,1,191 億円,住宅 104 件,509 億円,社会福祉施設 39 件,27 億円,スポーツ施設 20 件,15 億円,医療施設 8 件,7 億円等となっている。

無償貸付は,国有財産法,その他の法律の規定に基づき地方公共団体等が普通財産を公共的な用途に使用する場合に無償で貸し付けるものであり,これを用途別にみると,緑地・公園・ため池・用排水路 2,545 件,1 兆 5,938 億円,水道施設 366 件,344 億円,学校施設 206 件,486 億円,社会福祉施設 188 件,189 億円,火葬場・墓地・ごみ処理施設・屎尿処理施設・と畜場 155 件,170 億円,臨港施設 38 件,45 億円等となっている。

なお,貸付中の財産を区分別にみると,土地 97,490 千平方メートル,2 兆 7,252 億円,建物延べ 296 千平方メートル,57 億円である。

4. 普通財産の推移（統計 26 参照）

大蔵省所管一般会計所属普通財産の土地の面積の推移については,庁舎等の行政財産及び里道,水路等の公共物を用途廃止したことに伴い引き受けたもの等の増加要因と,地方公共団体等へ譲渡したもの,各省各庁へ所管換したもの等の減少要因とがある。

最近の5年間についてみると、平成元年度において小幅な減少となっているが、全体としてはゆるやかな増加傾向にある。

第7 国有財産審議会

国有財産審議会は、大蔵本省（国有財産中央審議会）並びに各財務局及び沖縄総合事務局（国有財産地方審議会）に設置され、関係行政機関又は地方公共団体の職員及び学識経験のある者のうちから任命された委員30人以内で組織されている。

国有財産中央審議会は、大蔵大臣の試問に応じ、国有財産の管理処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項等を調査審議し、また、必要に応じ、これらの事項について、大蔵大臣に建議することができることとされている。

さらに、本審議会の下には、現在、特別財産小委員会及び株式売却問題小委員会が設けられ、それぞれ筑波移転跡地及び返還財産の利用並びに政府保有株式の処分について調査審議することとしている。

国有財産地方審議会は、財務局長又は沖縄総合事務局長の試問に応じ、国有財産の具体的な管理処分について調査審議し、また、必要に応じ、これらの事項について財務局長等に建議することができることとされており、平成4年度は19回開催している（統計39参照）。

第8 NTT、JT株式の売却状況

1. NTT株式

昭和59年12月、日本電信電話株式会社法が成立したことを受け、翌60年4月、旧電電公社が民営化され日本電信電話株式会社（NTT）が発足し、同時に同社の総発行済株式1,560万株（資本金7,800億円、額面5万円）の全てが政府の所有となった。

NTT株式については、会社法上、政府に3分の1以上の保有義務が課せられており、全体の3分の2に当たる1,040万株が売却可能である。この1,040万株は、国債整理基金特別会計に帰属し、その売却収入及び配当金収入は国債償還財源に充てられ、残りの政府保有が義務付けられている全体の3分の1に当たる520万株は、産業投資特別会計に帰属し、その配当金収入は技術開発等に活用することとされた。

売却可能株式数1,040万株のうち、これまで61年度、62年度において各195万株、63年度に150万株、合計で540万株を売却済みであり、売却収入の合計は10兆1,971億円となっている。平成元・2年度においては、昭和62年6月の国有財産中央審議会答申を踏まえ、市場関係者等の意見も参考にしつつ、証券・金融市場の動向等を総合勘案した結果、NTT株式の市場価格及び株式市場全般に対して悪影響を与えることなく、市場において円滑な消化が可能と見込まれる状況とは言い難いため、これを見送ることとした。

平成3年度以降の売却については、平成2年12月、NTTの民営化の着実な進捗に資するため、未売却500万株のうち、250万株について毎年度50万株程度を計画的に売却することを基本とする今後の売却方針をとりまとめたものの、3年度における売却見送りに続き、4年度には、8月の総合経済対策策定に当たり、株式市場の状況に加え、NTTの経営環境の推移を見守る必要があることを総合的に勘案し、4年度及び5年度の2年間の売却凍結を行うことを公表した。

2. JT株式

昭和59年8月、日本たばこ産業株式会社法等が成立したことを受け、翌60年4月、旧専売公社が民営化され日本たばこ産業株式会社（JT）が発足し、同時に同社の総発行済株式200万株（資本金1,000億円、額面5万円）の全てがNTT株式同様政府の所有となった。

JT株式については、会社法上、本則において政府に2分の1以上の保有義務が課せられており、NTT株式同様政府保有が義務付けられている全体の2分の1に当たる100万株は産業投資特別会計に帰属するとともに、残りの100万株については国債整理基金特別会計に帰属することとされた。但し、会社法附則において、政府は当分の間3分の2以上の保有が義務付けられているため、法律上当面売却可能な株式は全体の3分の1に当たる66万6,666株となって

いる。

JT 株式については、平成 4 年度予算において初めて法律上当面売却可能な約 66 万株について売却のための計上を行ったものの、8 月の総合経済対策において売却見送りを決定した。また、5 年度予算においても改めて売却のための計上を行い、JT が取引所に対し上場申請を行う等売却・上場の準備を進めたものの、12 月に至り大量の政府保有株式の売却・上場による市場への影響等を総合勘案し、売却見送りを決定した。